

(第 32 回年金記録回復委員会資料)

厚生年金基金と国の記録の不一致事例に関する調査結果及び今後の再発防止策(案)について

平成 24 年 1 月 31 日
年金局・日本年金機構

1. 調査の概要

- 日本年金機構において、厚生年金基金と国の記録の突合せを行った記録であって、平成 23 年 8 月中に基金へ回答したもののうち、いずれの記録が正しいかについて結論が出ているものについて、突合作業実施拠点においてサンプル抽出を行った。(合計 1,507 件。うち第一次審査回答分 644 件、第二次審査回答分 863 件。) このうち、不一致なし 89 件(第一次審査回答分 46 件、第二次審査回答分 43 件)は、調査対象から除外。
- 年金局において、日本年金機構から提供を受けた二次審査で国記録が正しいと判断されたものについて、対象基金に対しアンケート形式による調査を行った。

(1) 調査対象

【機構調査】

第一次審査又は第二次審査で基金記録が正しいと判断されたものについて、日本年金機構で主な不一致項目及び不一致が生じた主な原因について調査・分析(合計 949 件)

【基金調査】

第二次審査で国記録が正しいと判断されたものについて、年金局で基金にアンケート調査を行い、主な不一致項目及び不一致が生じた原因について分析(合計 469 件)

(2) 調査結果の概要

① 主な不一致項目(別添 1)

機構調査：標準報酬月額相違が全体の 55%を占めている。以下、基本情報相違(23%)、標準賞与額相違(6%)、基金番号相違(6%)など。

基金調査：標準報酬月額相違が全体の 72%を占めている。以下、資格取得・喪失年月日相違(12%)、標準賞与額相違(11%)など。

②不一致が生じた主な原因(別添2)

機構調査：国の事務処理誤りが全体の62%（紙台帳からオンラインへの移行時の入力誤り32%、届書のオンラインへの入力誤り19%、紙台帳への記載誤り11%）を占めている。以下、事業主の届出誤り等(30%)、事務処理誤り以外の原因（資格喪失後又は事業所の基金脱退後に国のみで氏名等の訂正を届け出）(8%)。

基金調査：事業主の届出誤り等が全体の43%を占めており、次いで基金の事務処理誤り（届出書の入力誤り等）(10%)。

2. 調査結果を踏まえた今後の再発防止策

(1) 国・基金における事務処理誤りへの対応

○国の事務処理誤り

「紙台帳からオンラインへの移行時の入力誤り」「紙台帳への記載誤り」は、オンライン化後は生じないが、「届書のオンラインへの入力誤り」は今後も発生する可能性があることから、これを防止するため以下のような取組みを実施。

- ・現在実施している「届書入力後の二重チェック」を引き続き徹底する
- ・電子申請・電子媒体申請等の普及を推進し、入力作業の減少を図る

○基金の事務処理誤り

基金の適用事務において入力誤り等が生じないように注意喚起するとともに、入力結果について二重チェックを行うよう指導する。

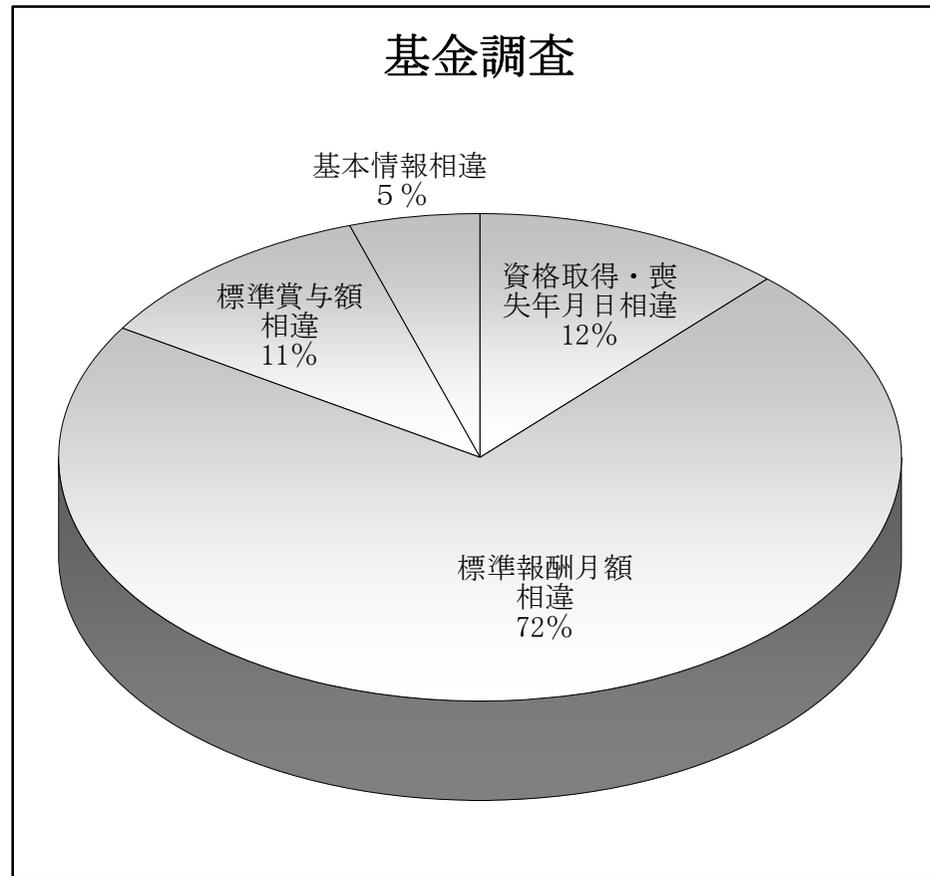
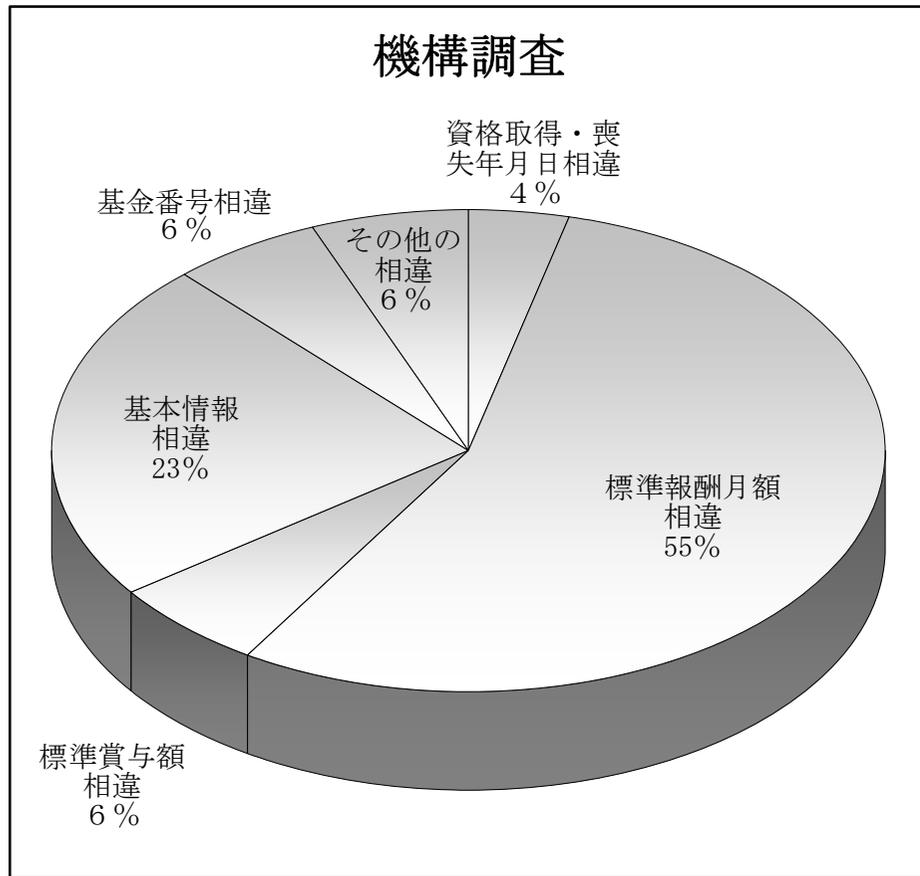
(2) 事業主の届出誤り等の対応

- ① 事業主の基金への届出義務（国からの被保険者資格の得喪、標準報酬の決定・改定の通知〔厚年法128条〕）を徹底するとともに、監査において重点的に指導する。
- ② 事業主から基金への届出誤りを基金が把握できるようにする等のため、当面の対策として事業主から機構への届出について、今後、機構から基金へ定期的に情報提供する仕組みを検討する。（平成26年度以降）（別添3）

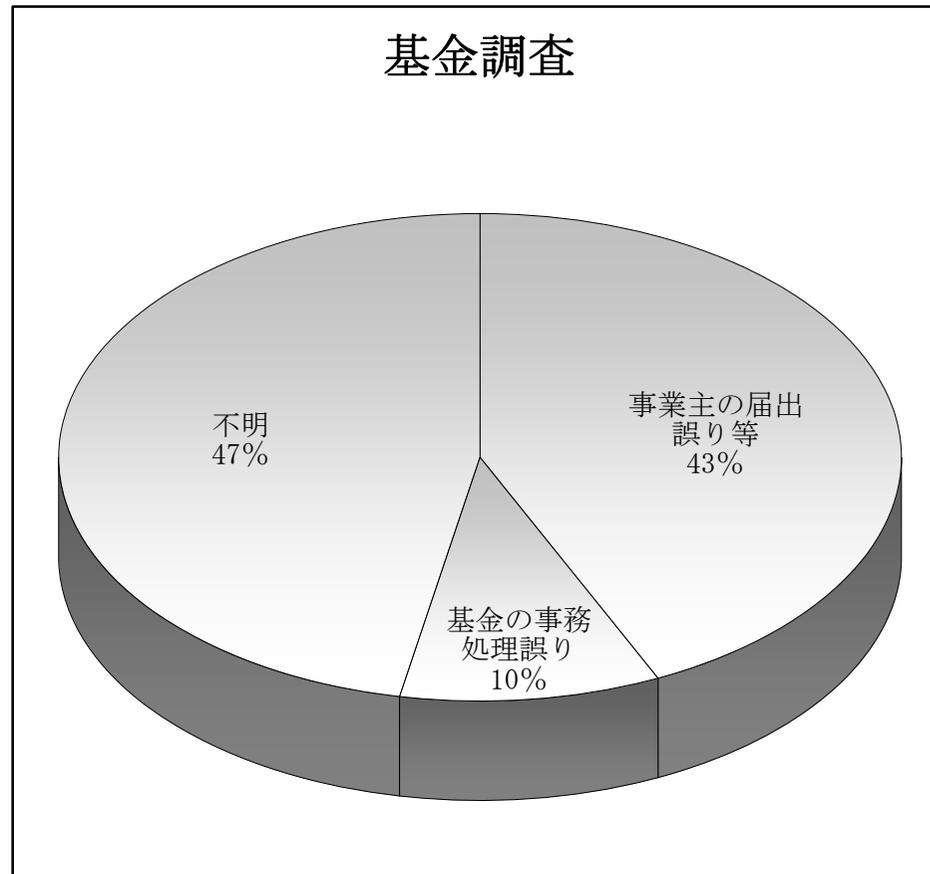
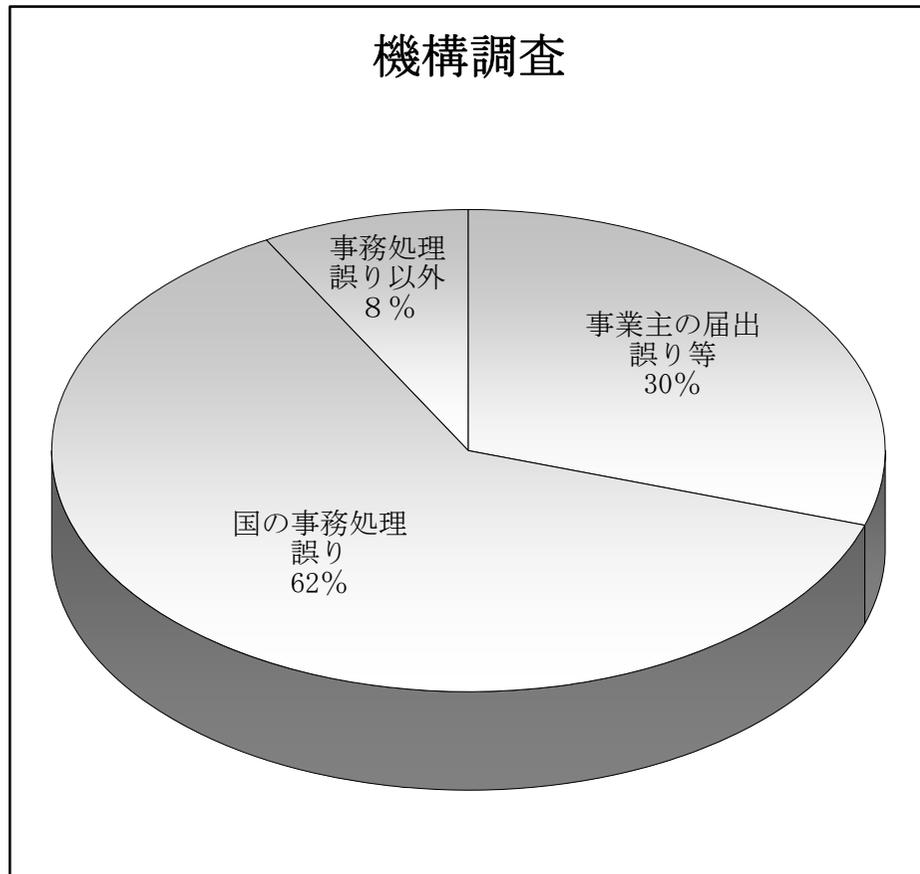
(3) その他

「事務処理誤り以外の原因」のほとんどを「資格喪失後又は事業所の基金脱退後に国のみで氏名等の訂正を届け出」が占めることから、基金脱退後に氏名等の訂正があった場合には基金又は企業年金連合会へ届出をすることを、脱退時又は承継時に明確に周知するよう基金又は企業年金連合会を指導する。

主な不一致項目

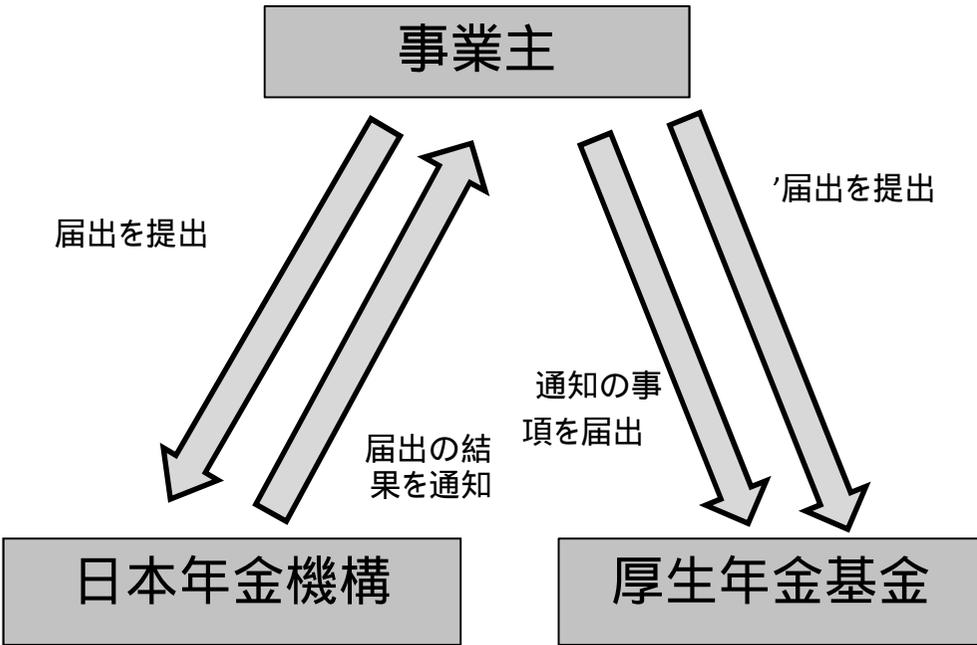


不一致が生じた原因

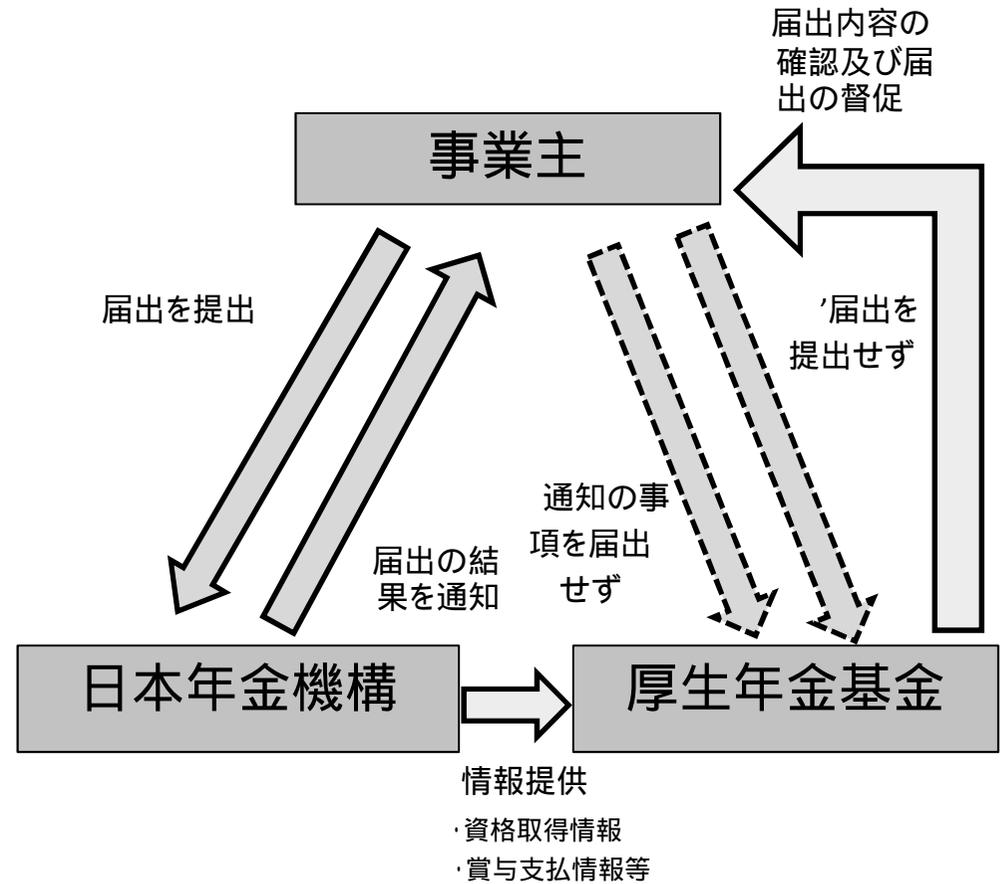


(第32回年金記録回復委員会資料)

現行の事務処理



不一致再発防止策(案)



【例】資格取得届の情報が提供された場合()、基金において事実確認をしたところ、届出漏れが判明。基金は事業主に対し資格取得届の提出を督促()